

おはなし りぼん

46号 2008年

秋号

2008年10月1日発行

NPO市民ユニットりぼん

八王子市横川町1166-2メゾンさつきの101号 Tel.042-621-4781

発行責任者 大森 一美

URL <http://www10.ocn.ne.jp/~ribo>



目 次

後期高齢者医療制度を考える	2・3・4
みんなのひろば	5
ひだまりトピックス	6
健康広場	7
インフォメーション	8

「後期高齢者医療制度を考える」

後期高齢者医療制度が始まっています。

今年四月から、後期高齢者医療制度が始まりました。後期高齢者とは、七五歳以上の人を指します。ちなみに前期高齢者とは、六五歳から七四歳の人を指します。この制度では、七五歳以上の人は現在加入している国保や健保を脱退し新しい制度の医療保険に加入させられます（生活保護受給者をのぞく）。障害者や寝たきりの人、人工透析者は六五歳から対象になります。

保険者はどこ？

保険者は都道府県ごとに創設される「後期高齢者医療制度広域連合」という団体で、ここが制度を統括します。政府は当初市町村を保険者と考えていたが、市町村に反対があり、都道府県も責任をもて

ないとしたのでこうした国民になじみのない自治体をこの制度のためだけにつくったのです。

保険料の徴収は？

保険料の徴収はいままでの世帯ごとから個人ごとに変わりません。したがって、いままでも保険料負担のなかった被扶養者に保険料負担が発生します。

たとえば、七八歳の夫と七一歳の夫婦の場合には、夫は後期高齢者医療制度に移行し妻は国保に加入することになり、あらたに保険料を払うことになります。

保険料の徴収は、年金収入が年額十八万円以上ある人は年金から天引きされます。年額十八万円の人には、すでに天引きされている介護保険料を加えると、地域間の差はありますが、月一万円以上が年金から天引きされ残りはほとんどなくなるというようになります。

今回の制度導入にあわせ、前期高齢者の人の国保料が年金から天引きになります。

ここでも、六五歳になり、やっと年金受給が満額になったとほつとした時に、国保保険税

が医療給付費分十介護納付金分十後期高齢者支援金分の三項目の加算となつて年金から天引きされてしまいます。いくらとりつぱぐれがないと言つても年金から天引きなんてしていいのでしょうか。

窓口負担は？

患者の窓口負担は原則一割負担ですが、現役並み所得の方は三割負担になります。七〇歳〜七四歳の方は二割となる（ただし今年だけ一割に減額）。六九歳までは三割です。

保険料を滞納したらどうなるか？

現在七五歳以上の高齢者には、資格証明書の発行が禁止されているが、新しい制度では一年間保険料を滞納すれば保険証をとりあげ、資格証明書が発行されます。この対象となる人は年金額一万五千円以下の人で天引きの出来ない貧困層の人たちです。そもそも資格証明書とは、特別の事情がなくて払える資産や収入があるのに滞納している悪質な滞納者に支払いを促すためにあるものなのに、これを悪用しようとしています。

財源はどこから？

高齢者の保険料一割　公費五割　現役世代

の支援金四割となつています。公費の内訳は国・都道府県・市町村で四対一対一の割合となつており、支援金は国保・被用者保険の加入者数に応じて負担する。国の負担は全体の三分の一となります。

この制度をめぐる

七五歳以上の人を年齢で区切って困い込み、いままでの医療保険制度から切り離して独立させ、医療費を抑制しようとするこの制度は高齢者切捨て制度とかうば捨て医療制度とかいわれて、非常に評判が悪く、全国の自治体の半数以上が見直しまたは廃止要求の決議を出し、三五の都道府県医師会が廃止要求を決議しています。政府・与党もあまりにも国民の評判がわるいので、かなり思い切った負担軽減策を出してききました。さらに天引き問題についても、過去二年間納め忘れがなかった人と年金収入一八〇万未満の方で、世帯主や配偶者が本人に替つて払つてくれる人がいる場合は、市区町村の窓口申し出れば口座振替で納めることも出来るようにしました。しかし、政府・与党は制度そのものを変える気はないので本格的な問題解決にはならない

と思います。

背景に何があるのか？

この背景に二〇〇六年に成立した「医療制度改革法」があります。医療「構造改革」の最大の目標は医療費の削減です。

政府は二〇二五年までに公的医療給付費を八兆円削減すると決めました。

その内訳は

＊短期的な手法で二兆円

その一―患者負担の引き上げで一兆円
その二―診療報酬の引き下げで一兆円

＊中・長期の政策―「医療費適正化計画」で六兆円

その一―生活習慣病の予防で二兆円

・特定検診と特定保健指導計画

その二―治療日数の縮小・削減で四兆円

＊都道府県医療計画―総治療期間短縮の計画

・入院日数の短縮

・病床の削減―療養病床の縮小・削減

「医療費適正化計画」は三つの柱をもっている。

る。

(一) 地域ケア整備構想―療養病床削減と在宅ケア重視

(二) 特定検診・保健指導の義務付け

(三) 後期高齢者医療制度

すなわち、この間の医療と介護をめぐるいろいろな場面での制度の変更・改革はこの法律に基づいていると言つてよい。

公助に頼れなくなり、自助・共助に変わるようになる。

障害者自立支援法や新しい介護保険制度、そして医療制度改革法の狙いは、はっきりしています。

それは医療と福祉にできるだけ金を使うなどいうことです。

ますます貧困になる公的サービスに対し、人々が助け合うことにより問題の解決にあたることが重要になるとおもいます。

浜口 龍太

日頃鍛えた俳句の力を披露して
いただきました

・東の間の

雲を染めゆく

夏苗

・みんなみんなが

体絞って

夏を鳴く

・青き空

入道雲の

白き峯



・大空に

輝く夏の

星一つ

・夕暮れや

日ごろの声

其処

萩澤 林

暑かった夏の光景思い出されたでしょうか。

皆様方も次回は是非ご披露お願い致します。



『ひだまりの家』で過ごして

今回、高校の奉仕の授業をきっかけに二日間「ひだまりの家」にボランティアとして参加させていただきました。

お祭りや歌、お昼の時間を通じて、利用者の方々から色々な話を聞くことができました。利用者さんの故郷での思い出、子供が生まれたときのお宮参りのこと、スイカやカボチャのこと・・・。

一番心に残っているのは、浴衣の袖の話です。子供用の浴衣の短めの袖を「元禄袖」と言うのは初耳でした。他にもオリンピックの話などもできて楽しかったです。

花札のやり方も教えていただいて、みんな遊ぶことができました。二日間お邪魔させていただきました。きちんとお手伝いできたかどうか分かりませんが、私にとってとても良い経験になりました。

「ひだまりの家」の皆さん、利用者の皆さん、本当にありがとうございました。楽しかったです！

🍷 🍷 🍷 デイサービス「ひだまりの家」トピックス 🍷 🍷 🍷



7月 梅干し作り



ひだまりの家夏祭り

また遊びに行かせてください！

内田 菜々

『お口の準備体操』

御存知ですか？

「最近、食べ物が飲み込みにくくなったわ。今は大丈夫だけど、将来心配だから何か体操があったら、教えて欲しいわ。」…といったご意見を耳にすることがあります。

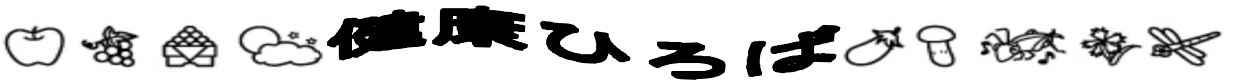
誤嚥予防のため口の準備体操をしてみませんか？食事の前の二〜三分前に、少し行うことで効果がみられるそうなので、ご紹介したいと思います。

①首のストレッチ

首を前、右、左にゆっくり曲げたり、回したりします。

②口の開閉

口を大きく開けて、その後、唇に力を入れてしっかりと閉じます。三回くらいゆっくり行います。



健康ひろば

③舌の運動

舌を出したり、上下左右に動かします。五回から十回くらい行います。

④発声

「パ」「タ」「カ」をそれぞれ五回から十回強くしっかりと発音します。

⑤深呼吸

ゆっくり鼻から息を吸い込んで、口からゆっくり吐きます。

看護師

澤 さおり

2008年 8月実績	人 数	時 間
ホームヘルプ ACT	14人	96・0
訪問介護 訪問予防	28人 16人	299.0 116.5
障害福祉	17人	293.5
通所介護 通所予防	16件 6件	
ケアプラン	48件	
親子つどいの 広場	1323件	

インフォメーション

《いちよう祭出店のお知らせ》

日時：11月22日（土）

場所：長房市民センター河川敷

バザー品の内容：日常雑貨など

（例）タオル類・シーツ類・洗剤類・食器

類・文房具類いずれも未使用または新品

※衣類の場合は必ず新品

※バザー品は11月10日（月）～
前日までに集めます

千人町の「ひだまりの家」または、
事務所に持ってきてください。

《交流会「結びの会りボン」 ご案内》

日時：10月11日（土）

場所：横山南市民センター

時間：11時～14時

振ってご参加ください。

《ACT公開講座のお知らせ》

日時：11月8日（土）

13：30～16：00

場所：ひだまりの家

テーマ：「在宅で安心して暮らす
ための住まい講座」

参加費：ACT会員無料

一般1000円



つぶや記

自宅が図書館に近いので、月に何度か本を借りに行く。

居心地がいいこの場所に 自然と集まる団塊世代のお父さん達。

口をあぐり、夢のなかの人もチラホラ…。

冷暖房完備、トイレつき、雑誌類も取り扱うこの場所には

やっぱりまた来たくくなりますよね。

S